

1000 円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.1

2011 年

6 月 20 日

全組織の総力で 6 月 30 日の提訴日まで、原告 50 人をまず組織しよう！

＝裏面の「訴訟委任状」に、住所と氏名（認印）を記入するだけで OK＝
時給 1000 円以下で働き、「最低賃金千円以上になって、みんなの賃
金の底上げをしてほしい！」と願うかた全てが原告になれます！

いよいよ最低賃金裁判の提訴日＝6 月 30 日に向けて、意思統一と決起の集会在 6 月 16 日、県民サポ
ートセンターで約 50 名の参加で行われました。神奈川労連の水谷議長から、あいさつがされたあと、

「これまでの経過と裁判闘争の意義と目的」を裁判闘争事務局の福田副議長から、次に「最低賃金裁
判の争点と訴状内容」について弁護団の田淵弁護士から説明がされました。現時点で確定している 14 名
の原告のうち、当日参加した 3 名から発言があり、その他の原告のプロフィールと訴えについて、原告の
出身単産（単組）から説明がありました。

その他、「裁判闘争の支援体制の提案と今後の行動提起」を受けて、サポーターからの発言・決意表明
として、全国一般の恩田書記長、生協労組の木下副委員長、国公労連の住谷事務局長、自治労連の蓮
池書記長、川崎労連の菅野議長から表明があり、最後に閉会あいさつに立った神奈川労連の山田事務
局長から「なんとでも 6 月 30 日までに原告 50 人の組織を！」と訴えがありました。

最賃千円以上は、タクシー労働者全体の願い



原告の渡邊さんは、タクシー労働者であり、「月間時間 170 時間から 210 時間の仕事をして、月に総支給額が 10 万から 17 万
でした。生活が苦しく、家賃、光熱費、交通費（会社からは支給なし）を払うと毎日の
食費も十分ではない状態でした。

このような生活と長時間労働によって
体をこわしました。この結果、平成 23 年 1
月 24 日にそれまでフルタイムで働いてい
たにも関わらず 29,867 円の生活保護の支
給決定がされました。今は休職中で病気療

養中です。自分のように長時間労働をして、自宅に帰っても眠れず疲れも取れずにまた仕事に行き
体を悪くして辞める人が多く、それでも職が無いので我慢をして悪循環を繰り返している方が多い
です。会社と話し合っても賃金が上がらず、でも会社は努力をしているみたいです。最低賃金額を
大幅にアップしてほしいです。生活水準を上げて普通の生活がしたいです。若い運転手が入れるよ
うな賃金にしてほしい」と訴えがありました。

最賃千円以上は、公務関連の委託業務で働く労働者の願い



原告の浦川さんは、川崎市の公益財団法人（小学校の施設を活用して、遊び及び集団活動、文化・スポーツ的活動等、同じ学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間づくりを支援）に勤めており、「今の仕事は、時給 860 円で 8 年間一回も時給が上がらなかった。今年、川崎市の公契約条例ができ、市の委託業務の最低労務単価が 893 円になったことで、条例が施行された 4 月 1 日から 893 円と 33 円も一気に上がった。私の仕事は、川崎市からの委託業務であり、私の勤める公益財団法人には 1600 人もの時給労働者が同じような条件で働

いている。野田市に次いで、全国で 2 市目になる公契約条例施行は大変ありがたいが、893 円の最低労務単価はまだまだ低すぎる。そもそも、893 円の設定も神奈川県最低賃金 818 円をベースに検討されている。まず国の責任として最低賃金を 1000 円以上にしてもらわないと、まともな生活がおくれないし、自治体からの委託業務で働く私達の時給が上がる見込みが全くない。」と訴えがありました。

弁護団は「この歴史的裁判を勝ち抜くには原告 100 名以上は絶対必要！」と訴え

裁判の訴状を準備してきた弁護団から 6 名の弁護士の参加がありました。田淵弁護士から、「訴訟の概要と争点」の報告が詳しくされました。そして高橋弁護士より、「最低賃金の裁判は、簡単な裁判ではない。原告 100 人、サポーター 1000 人の組織は絶対に必要。」と訴えがあり、

まず、6 月 30 日の提訴日に 50 人の原告を集めきって欲しい。ここでのインパクトがスゴク重要であり、神奈川労連の組織の底力を結集して 50 人、100 人の原告を必ず組織しきって欲しい」と強い訴えがありました。



左から、田淵弁護士、高橋弁護士、竹中弁護士、向川弁護士、鈴木弁護士、神原弁護士

<今後の取り組み>

(1) 提訴日行動 6 月 30 日 ・時刻 12 時 30 分集合 会場 横浜地方裁判所正門前
参加要請（原告含む）：生協労組 15、自治労連 10、建交労 5、全国一般 5、建設労連 5、年金者組合 5、JMIU5、自交総連 3、医労連 3、県国公 3、福祉保育労 3、港湾労組 3、私教連 3、郵産労 2、通信労組 2、化学一般 2、横浜労連 10、川崎労連 5、その他の地域労連・地区労 1 以上

(2) 中央行動

6 月 22 日中央行動：10-11 時＝厚生労働省前座り込み。11-16 時＝厚労省前行動

6月30日までに、原告50人以上の組織を

さしあたり右の委任状を記入頂き、神奈川県
労連まで大至急提出ください！

原告になれる方には、住所・氏名を記載していただき、氏名の
右横に認印で構いませんので、捺印をしてもらえば完了です。

弁護団からのコメント

- ・原告は、時給で1000円未満、月給でも月の所定労働時間で基準内賃金を割ったら1000円未満になる人で、働いている事業所が神奈川県内であることが条件です。
- ・難しいことは何もなく、「最低賃金を千円以上にしてほしい！ 賃金の底上げでみんなの賃金を上げてほしい！」と願う方であれば、誰でもなれます。
- ・103万以下、130万以下で働いていても何の問題もありません。
- ・以下の諸点は、後日準備していただきますが、それほどハードルを高く考える必要はありません。
原告として、100人以上の多くの人々が最低賃金1000円以上を訴えて立ち上がることで、これが一番重要です。
- ・裁判の相手は国であり、直接の雇用主と問題になることはありません。

※6月30日以降に、原告に準備していただくこと。

- ①裁判の相手は、国です。提訴に当たって、1000円の訴訟費用を負担していただきます。裁判は、おおむね1年半から2年程度の期間です。
- ②賃金の明細（最低1ヶ月できれば過去3ヶ月分）を出して、時間額1000円未満であることを示します。大まかな毎日の勤務実態を書いて出していただきます。
- ③原告になるお一人お一人に、自分の労働と賃金、そして自分の生活に触れて、「なぜ最低賃金1000円以上（本来は1400円）が必要なのか」、裁判で訴えたいことを自分の言葉で書いていただきます。
- ④裁判の傍聴や報告集会、サポーター会議に出られる範囲で積極的に出していただきます。（この際の交通費は、自己負担はありません）
- ⑤メディアに顔も名前も出せるか、否か、は個々人の希望に沿って対応します。裁判の相手は、国であり、直接の雇い主ではありません。

訴 訟 委 任 状

平成23年6月30日

住 所

氏 名

私は、別紙代理人目録記載の弁護士を訴訟代理人と定め、私を原告とする下記の事件に関する各事項を委任します。

記

第1、事件

当事者 原告 山下孝順 外 被告 国

裁判所 横浜地方裁判所

事 件 行政処分義務付請求事件

第2、委任事項

- 1、上記事件に関する一切の行為
- 1、反訴の提起
- 1、訴の取下、和解、請求の放棄・認諾・参加・訴訟承継による脱退。
- 1、控訴・上告、上告受理の申立又はこれらの取下。
- 1、弁済の受領、供託並びにその取戻・還付・利息の請求、受領。
- 1、手形訴訟・小切手訴訟及び少額訴訟の終局判決に対する異議の取下並びにその取下についての同意。
- 1、復代理人の選任。